

## 令和3年8月11日からの大雨にかかる災害等に対する手形交換に関する特別措置について

※2021年12月23日更新

特別措置を実施する手形交換所

(更新箇所は下線部分)

都道府県	手形交換所	災害救助法が適用された地域	実施期間	
長野県	松本手形交換所	木曾郡上松町、木曾郡王滝村、木曾郡木曾町	8月15日から当分の間	<u>令和3年12月30日</u>
	諏訪手形交換所	岡谷市、諏訪市		
	伊那手形交換所	上伊那郡辰野町		
島根県	松江手形交換所	邑智郡川本町、邑智郡美郷町	8月13日から当分の間	<u>令和3年12月30日</u>
	浜田手形交換所	江津市	8月12日から当分の間	
広島県	広島手形交換所	広島市(全区)、三次市、安芸高田市、山県郡北広島町	8月12日から当分の間	<u>令和3年12月30日</u>
福岡県	久留米手形交換所	久留米市、八女市、みやま市	8月12日から当分の間	<u>令和3年12月30日</u>
佐賀県	佐賀手形交換所	武雄市、嬉野市、杵島郡大町町	8月12日から当分の間	
長崎県	長崎手形交換所	雲仙市、南島原市	8月12日から当分の間	<u>令和3年12月30日</u>

以上